

情報提供

那医発第 275 号
令和 5 年 7 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「令和 3 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 1）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....
沖 医 発 第 6 5 8 号
令 和 5 年 7 月 2 4 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波 淳子

令和 3 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 1）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、令和 3 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 1）の通知となっております。

令和 5 年 7 月 4 日付で、訪問リハビリテーションの診療未実施減算における「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位の取扱いに関して、Q&A（Vol. 14）が発出されたとの事です。

なお、当該 Q&A につきましては、日本医師会ホームページへ掲載されておりますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

日本医師会ホームページ

<https://www.med.or.jp/japanesc/members/kaigo/r03kaitci/index.html>

- 令和 3 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 1）
（令和 5 年 7 月 1 1 日（日医発第 7 0 3 号）（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション】

○ 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算

問1 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できるとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

(答)

含まれる。なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供を行う日が属する月から前36月の間に合計6単位以上を取得しているか、又は令和6年3月31日までに取得を予定していればよい(※)。また、別の医療機関の医師が指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に「適切な研修の修了等をしている」旨を伝達することが望ましい。

(※) 応用研修における以下単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと

○令和5年度

- ・ 介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション
- ・ 口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組

○令和4年度

- ・ フレイル予防・対策
- ・ 地域リハビリテーション

○令和2、3年度

- ・ かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際
- ・ リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害
- ・ 在宅リハビリテーション症例

(参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 12) (令和4年7月20日)」問1を一部修正した。